



神保高介 第 3556 号-1

平成 28 年 10 月 24 日

一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟

理事長 松井 年孝 様

神戸市保健福祉局長 三木



神戸市介護認定審査会委員候補者の推薦について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は神戸市保健福祉行政に対し格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当市では平成 29 年 3 月末日をもって現任の介護認定審査会委員の委員任期が満了いたします。つきましては、引き続き要介護認定を円滑に実施していくため、次期審査会体制における介護認定審査会委員の推薦をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 次期委員任期

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日（3 年間）

2. 御推薦いただく方

全市 97 合議体及び、2 補助合議体に所属する保健または福祉の分野に関する知識及び経験を有する方

※ 推薦委員の分野及び合議体枠数等は回答様式に記載しております。

3. 次期審査会体制について

別紙「神戸市介護認定審査会体制について（平成 29～31 年度）」を御参照ください。

4. 回答締切り

平成 28 年 12 月 22 日（木）までに御回答をお願いいたします。

【担当】神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課認定係 菅・江口

TEL (078) 322-6227 FAX (078) 322-6049

## 神戸市介護認定審査会体制について（平成 29～31 年度）

### 1. 次期体制における主な変更点

#### ➤ 審査会委員任期の改正

介護保険法施行令の一部改正（平成 28 年 4 月 1 日付）に伴い、審査会委員任期を現行の 2 年から 3 年に改正。

#### ➤ 更新申請有効期間の改正

総合事業への移行に伴い、平成 29 年度以降に有効期間の開始日を迎える更新申請対象者について、要介護認定に係る有効期間を一律に原則 12 ヶ月、最長 24 ヶ月まで延長可能に改正（平成 29 年度に限り経過措置を実施予定）。

#### ➤ 保健・福祉分野の出務条件の変更

現行、出務区は勤務区（所属する医療機関・施設等の所在地及びサービス提供地区）以外の区としていた出務条件を、勤務区への出務も可能とする。

#### ➤ 補助合議体の運営人数

補助合議体の運営において、所属委員の負担軽減のため、運営人数は 3～4 名とする。委員構成は、医療分野を医師 1 名あるいは、歯科医師または薬剤師 1 名を含む計 2 名、保健分野 1 名、福祉分野 1 名とする。

### 2. 次期審査会体制

#### (1) 委員任期（3 年間）

平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 32 年 3 月 31 日

#### (2) 合議体数委及び委員構成

現行の 97 合議体に、補助合議体 2 合議体を加えた計 99 合議体とする。

合議体あたりの委員定数は 5 名とする。委員は医療分野 3 名（医師 2 名、歯科医師または薬剤師 1 名）、保健分野 1 名、福祉分野 1 名で構成する。ただし、補助合議体に関しては 3～4 名で運営する。

#### (3) 審査会運営体制

- ・ 開催回数： 月 2 回程度（各月隔週及び 5 週目開催）
- ・ 開催日時： 平日の午後、約 2 時間 30 分程度（平均 60～90 分）
- ・ 開催場所： 各区役所・出張所庁舎内または当該区役所近辺の会議室

#### (4) 審査案件数

1 回あたりの審査案件数は、上限 40 件（下限 26 件／緊急案件を除く）とし、審査滞留件数の増加に応じて上限を 42 件へ変更する。

(5) がん末期等の当日緊急案件の取扱い

がん末期等による緊急性の高い対象者にかかる要介護認定に要する期間短縮のため、審査会当日に追加で資料提示及び審査判定を依頼する場合があります（1回あたり原則1件）。

(6) 災害等に伴う要介護認定審査会運営について

- ・ 災害の種類を問わず、審査会開催2時間前までに、審査会開催区管内に「避難勧告」及び「避難指示」（以下、「避難勧告等」）が発令された場合は審査会を中止とする。それ以降に避難勧告等が発令された場合も原則中止とし、区役所事務局より直ちに審査会委員に対して連絡を行う。
- ・ 上記以外であっても、気象状況・交通状況等により、審査会の開催が困難な場合、区役所事務局の判断で審査会を中止とする。
- ・ 審査会委員の自宅や職場が審査会出務区以外の地域にあり、その地域に避難勧告等が発令された場合は、出務時の安全性を考慮し、審査会への出務を見合わせ、区役所事務局へその旨を御連絡ください。
- ・ 災害等により審査会が中止となった場合、委員報酬の支払いはできません。

(7) 補助合議体の運営について

- ・ 現行の審査会で、審査判定が困難な案件への対応等を目的とする。
- ・ 補助合議体は区に属さず、介護保険課に設置する。
- ・ 合議体の構成委員は、区の合議体に所属している審査会委員経験者を任命する。
- ・ 補助合議体の運営が必要となった場合に、あらかじめ各推薦団体より推薦のあった委員のうち、出務可能な委員を選出して構成する。
- ・ 出務条件については、区の合議体委員に準じる。ただし、補助合議体は設置目的から案件数が26件未満となる場合でも審査会を開催する。その場合の報酬は26～30件枠の報酬額とする。

### 3. 介護認定審査会委員

#### (1) 委員資格・要件

審査会委員は、医療・保健・福祉の各専門分野における有資格者とする（再任可）。ただし、福祉分野において、有資格者の委員確保が困難で、専門分野における経験を有する場合にはこの限りではない。

医療分野	医師、歯科医師、薬剤師 ※ 歯科医師と薬剤師との委員数比率は概ね 2 : 1 とする。
保健分野	看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・栄養士 等
福祉分野	社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事・介護支援専門員 等

※ 神戸市男女共同参画計画により女性委員の積極的な登用が求められております。可能な範囲で構いませんので、御協力よろしくお願いいたします。

#### (2) 委員報酬

審査会への出務にあたり、審査案件数に応じて以下の報酬額（日額／交通費・税込）を支払います。案件数は事前に資料を送付した件数です（当日緊急案件を除く）。

案件数	合議体長	その他の委員
26 ～ 30 件	15,100 円	13,400 円
31 ～ 35 件	17,580 円	15,590 円
36 ～ 40 件	20,100 円	17,900 円
41 ～ 45 件	22,700 円	20,100 円

#### 《報酬の支払いに関する留意点》

- ・ その他、審査判定を行わない会議への出務に伴う報酬は、合議体長（会長・委員長を含む）が 17,180 円、その他の委員が 12,370 円となります。審査判定を行わない会議とは、委員総会、平準化委員会、代表者懇談会、合議体長連絡会等が該当します。
- ・ 委員報酬は出務月の翌月 20 日頃に、指定口座へ振込みます。
- ・ 審査会委員は委員個人宛の任命であるため、委員報酬の支払先は原則として委員個人の口座でお願いしております。やむを得ない理由により、委員個人の口座以外にて指定する場合でも、報酬支払に伴う所得税は委員個人の所得として源泉徴収いたします。

#### (3) 出務上の留意点

- ・ 介護認定審査会の開会中や出勤途上に事故があった場合は、「神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」に基づく補償を受けることができます。
- ・ 介護認定審査会委員が正当な理由なく、職務上知り得た指定居宅サービス事業者等に関する業務上の秘密や個人の秘密を漏らしたときは、介護保険法の定めるところにより処罰されることがあります。

#### 4. 審査会委員推薦にあたってのお願い

##### (1) 留意事項

- ・ 合議体内での委員の交代制及び複数合議体の兼務は原則行いません。
- ※ 医師・歯科医師は、委員の確保が非常に困難な状況によりやむを得ず導入している。  
 なお、補助合議体の所属委員は委員分野に限らず各区の合議体と兼務は可能です。
- ・ 要介護認定調査員として登録されている方は、調査対象者が審査案件となる恐れがあるため、審査会委員に就任いただくことができません。
- ・ 任期途中のやむを得ない事情（転勤や退職等）による辞任が生じた場合、随時委員交代の手続きを介護保険課にて対応いたします。この場合、後任者の推薦は辞任された委員の推薦団体へお願いすることになります。

##### (2) 推薦団体別委員就任状況（平成28年10月1日時点／570名）

推薦団体名	医療分野	保健分野	福祉分野
神戸市医師会	270	—	—
神戸市歯科医師会	70	—	—
神戸市薬剤師会	35	—	—
神戸市老人福祉施設連盟	—	19	61
神戸介護老人保健施設協会	—	16	10
神戸市民間病院協会	—	25	—
神戸市シルバーサービス事業者連絡会	—	2	9
その他	—	35	18
① 神戸市社会福祉協議会	—	—	7
② 兵庫社会福祉士会	—	—	7
③ 神戸市ケアマネジャー連絡会	—	—	4
④ 訪問看護ステーション	—	8	—
⑤ 神戸在宅医療・介護推進財団	—	5	—
⑥ 神戸大学大学院保健学研究科	—	3	—
⑦ ①～⑥以外	—	19	—

## 5. 審査会委員改選のスケジュールについて

### (1) 次期就任委員推薦・就任手続き

推薦団体への説明・推薦依頼：平成28年10月下旬

次期就任候補者推薦回答締切：平成28年12月22日（木）

各委員への就任関係書類送付：平成29年1月上旬

### (2) 新規委員研修・審査会見学

#### <新規委員研修>

日 時： 第1回目 平成29年2月4日（土） 14:00～16:00

第2回目 平成29年2月9日（木） 14:00～16:00

場 所： 神戸市医師会館3階 市民ホール

#### <審査会見学>

日 時： 平成29年3月中

場 所： 出務予定の区・出張所にて開催される審査会を見学

### (3) 審査会委員総会

日 時： 平成29年3月4日（土） 14:00～16:00

場 所： 神戸市医師会4階ホール（予定）

内 容： 辞令交付式、介護認定審査会、全体研修会 他

平成 年 月 日

神戸市保健福祉局長  
三木 孝 様

所在地

名 称

代表者

印

神戸市介護認定審査会委員候補者の推薦について（回答）

平成 28 年 10 月 24 日付 神保高介第 3556 号-1 にて依頼の件について下記のとおり推薦します。

(フリガナ) 氏 名	( )	分 野	保 健 ・ 福 祉
委員就任歴	継 続 ・ 新 規 ・ 再 任		
勤 務 先 ※1	〒 — 名 称： TEL： — — FAX： — —		
資 格 ※1	保健師 看護師 准看護師 管理栄養士 理学療法士 作業療法士 社会福祉士 介護福祉士 社会福祉主事 介護支援専門員 その他 ( )		
出務可能な 区・出張所	東灘 灘 中央 兵庫 北(本区) 北(北神) 長田 須磨 垂水 西		
出務可能な 曜日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金		
現在の (前任者の) 出務合議体 ※2	( ) 区・出張所 第 ( ) 合議体 次期も同じ合議体を希望しますか ( 希望する ・ 希望しない )		
そ の 他			

※1 継続就任の方は、「勤務先」・「資格」の欄の情報が現在と変更ない場合には記載不要です。

※2 「現在の出務合議体」の欄は、継続就任の方は現在の合議体、新規・再任での就任の方で前任者がいる場合には、前任者が出務している合議体について記載をお願いします。

# 記載見本

平成〇〇年〇〇月〇〇日

神戸市保健福祉局長  
三木 孝 様

所在地 神戸市〇〇区〇〇町〇—〇—〇

名称 特別養護老人ホーム甲山

代表者 施設長 甲山 剛

甲山

神戸市介護認定審査会委員候補者の推薦について

役職印でも構いません。

平成 28 年〇〇月〇〇日付 神保高介第〇〇〇号にて依頼の件について下記のとおり推薦します。

(フリガナ) 氏 名	( こうべ たろう ) <b>神戸 太郎</b>	分野	<b>保健</b> 福祉
委員就任歴	継続	<b>新規</b>	再任
勤務先 ※1	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 神戸市〇〇区〇〇町〇—〇—〇 名称： 特別養護老人ホーム甲山 TEL：〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 FAX：〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	<b>新規： 今まで委員就任経験がない方</b> <b>再任： 過去に委員就任経験がある方で、改めて次期就任していただく方</b>	
資格 ※1	<b>保健師</b> <b>看護師</b> 准看護師 管理栄養士 理学療法士 作業療法士 社会福祉士 その他 (	<b>出務可能な区・出張所を全てに○を付けてください。</b>	
出務可能な区・出張所	東灘 灘 <b>中央</b> <b>兵庫</b> <b>北(本区)</b> <b>北(北神)</b> 長田 須磨 垂水 西		
出務可能な曜日	月 ・ <b>火</b> ・ <b>水</b> ・ 木 ・ <b>金</b>		
現在の(前任者の)出務合議体 ※2	( 〇〇 ) 区・出張所 第 ( 〇 ) 合議体 次期も同じ合議体を希望しますか ( <b>希望する</b> )	<b>合議体番号がご不明の場合は、出務曜日をお書きください。</b>	
その他			

※1 継続就任の方は、「勤務先」・「資格」の欄の情報が現在と変更ない場合には記載不要です。

※2 「現在の出務合議体」の欄は、継続就任の方は現在の合議体、新規・再任での就任の方で前任者がいる場合には、前任者が出務している合議体について記載をお願いします。